



平成 19 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社クイック
代表者名 代表取締役社長 和納 勉
(JASDAQ：コード番号 4 3 1 8)
問合せ先 常務取締役管理本部長 藤原 功一
(TEL 0 6-6 3 7 5-0 0 6 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 6 月 22 日開催予定の第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査体制の一層の強化および当社の計算書類の適正性を確保するため、機関として監査役会並びに会計監査人を設置し、所要の変更を行うものであります。
(変更案第 4 条、変更案第 5 章および変更案第 6 章)
- (2) 取締役および監査役、社外取締役並びに社外監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、会社法第 426 条の定める責任免除制度および同法第 427 条に基づき責任限定契約を可能とする規定を新設するものであります。
(変更案第 29 条、変更案第 37 条)
- (3) その他、上記変更に伴う、一部字句の修正並びに条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 22 日 (金曜日)

以 上

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設)</p> <p>第5条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役、<u>取締役会</u>および<u>監査役</u> (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は10名以内、<u>監査役は4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役および<u>監査役</u>は、株主総会において選任する。 2. 取締役および<u>監査役</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後2年以内、<u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. (条文省略) 3. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役および<u>監査役</u>の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および<u>取締役会</u> (員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. (現行どおり) (削 除)</p> <p>第23条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
(新 設)	<p>第5章 監査役および監査役会</p>
(新 設)	<p>(員数)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>
(新 設)	<p>(選任方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
(新 設)	<p>(任期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
(新 設)	<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役会の招集通知) <u>第34条</u> 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役的全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(監査役会規程) <u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める『監査役会規程』による。</u></p>
(新 設)	<p>(報酬等) <u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
(新 設)	<p>(監査役の責任免除) <u>第37条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
(新 設)	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
(新 設)	<p>(選任方法) <u>第38条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(任期) <u>第39条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第29条～第32条 (条文省略)</p>	<p>(報酬等) <u>第40条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第41条～第45条 (現行どおり)</p>

以 上